

平成31年 第2回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：平成31年 2月26日（火）午前10時00分から午前11時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員
小林教育長、榎本職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
岩原管理課長（兼給食センター所長）・須藤指導室長・山口管理課長補佐・
藤森社会教育課長・川井田社会教育課長補佐・山本給食センター副所長・
金須体育振興係長
- 4 会議録署名委員：菅原委員
前回署名：榎本職務代理者
- 5 傍聴人 なし

議事日程

平成31年 2月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第 3号	平成30年度弟子屈町スポーツ表彰について
5	議案第 4号	弟子屈町青少年会館条例を廃止する条例の制定について
6	議案第 5号	弟子屈町青少年会館条例施行規則を廃止する規則の制定について
7	議案第 6号	弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
8	議案第 7号	弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について
9	議案第 8号	弟子屈町保健体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 9号	弟子屈町保健体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
11	議案第10号	教育財産の所管換について
12	議案第11号	弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
13	議案第12号	弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
14	議案第13号	平成30年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について
15	議案第14号	平成31年度弟子屈町教育行政方針について
16	報告第 1号	第2次弟子屈町教育推進基本計画の改訂について

会議内容

【開 会】

岩原課長 : ただ今より、平成31年第2回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、小林教育長より、ごあいさつ申し上げます。

小林教育長 : 本日は、お忙しいところ、ご出席頂き、ありがとうございます。

それでは、只今から、平成31年第2回定例教育委員会を、開会いたします。

日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員に、お願いしたいと思っております。

前回会議録の承認につきましては、榎本職務代理者に、お願いしたいと思っております。よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

小林教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

小林教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っております。これに、ご異議ございませんか？

各委員 : はい。

小林教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りといたします。

小林教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

1月21日 アイヌ新法に係る協議

1月22日～2月7日 公民館ロビー展「弟子屈習字勉強会作品展」

1月26日～2月5日 平成30年度弟子屈町児童生徒作品展覧会

1月26日～2月7日 平成30年度弟子屈町絵手紙摩周湖 絵てがみ年賀状展

1月28日～2月8日 北海道弟子屈高等学校 公開授業旬間

1月28日 平成30年度第2回全道生徒指導連絡協議会

1月29日 弟子屈町松阪市小学生交流派遣事業 報告会

弟子屈町小学生松阪市交流派遣事業 第4回勉強会

平成30年度北海道学力体力向上推進会議

1月31日 へき地複式3校「冬のスポーツフェスティバル」

平成31年度移住予定者学校説明会

2月1日 定期監査

平成30年度第4回釧路管内町村教育委員会管理課長会議

平成31年度当初予算各課内示

- 美留和小学校評価委員会 コミュニティ・スクール説明会
- 2月2日 公民館ふるさと講座「アイヌ文様刺繍体験」
- 2月3日 故板谷聖一白糠町教育委員会教育長逝去弔問
- 2月2日～3月8日 川湯屋内温水プール工事期間臨時休館措置
- 2月4日 三重県松阪市立小野江小学校からプレゼント
第35回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会出場報告会
- 2月6日 平成30年度弟子屈町スポーツ振興審議会
弟子屈中学校評価委員会 コミュニティ・スクール説明会
- 2月7日 平成30年度釧路管内地域いじめ問題等対策連絡協議会
平成30年度第2回弟子屈町教育研究所 教育研究大会
教員父逝去通夜
- 2月8日 平成31年度教職員人事第2次協議
平成30年度町村教育長・釧路校長会理事との懇談会
- 2月9日～10日 「摩周ウィンターフェスタ2019」
- 2月12日 第11回弟子屈町公立学校校長連携会議
弟子屈高等学校「弟子屈探究」発表会審査
オープンウォータースイミング屈斜路大会開催に係る環境省との協議
- 2月13日 弟子屈町地域公共交通に関する庁内会議
平成30年度玉川大学との共同研究成果報告会
アイヌ文化振興に関する庁内会議
- 2月14日 平成30年度第44回弟子屈町児童生徒読書感想文コンクール表彰式（弟高）
- 2月15日 弟子屈町教育委員会教育委員「放課後児童クラブ」移設工事状況視察
第41回JOC全国ジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会北海道予選会出場挨拶
「中心市街地再構築構想検討会議」報告会
- 2月18日 弟子屈町役場管理職員逝去弔問
弟子屈町民大学校生きがい講座弟子屈学級
平成30年度弟子屈町公立学校進路指導協議会 年度末総会
- 2月19日～22日 平成30年度釧路管内教育支援対象児童生徒に係る保護者教育相談
- 2月19日 バース47「弟子屈高等学校振興のためのアンケート」結果検証報告
平成30年度釧路管内市町村教育委員会教育長会議
平成30年度第4回釧路管内学校における働き方改革推進会議
地熱理解促進事業「てしかが地熱セミナー」
- 2月21日 町長・副町長 おひさま保育園・放課後児童クラブ視察
- 2月22日 弟子屈町議会運営委員会
課長会議
平成30年度弟子屈町生徒指導連絡協議会 全大会
平成30年度郵便局との街づくり協議会
- 2月23日 弟子屈町ジュニアアスリートコンディショニング教室&指導者講習会

弟子屈小学校吹奏楽少年団定期演奏会

2月25日 平成30年度第11回弟子屈町公立学校教頭連携会議

平成30年度第11回弟子屈町学校給食事務担当者会議

平成31年度弟子屈町当初予算記者発表

【質疑応答】

小林教育長：以上で、行政報告について、終わらせて頂きます。何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：ありがとうございます。それでは、これで行政報告を終わらせて頂きます。

小林教育長：日程4 議案第3号「平成30年度弟子屈町スポーツ表彰について」を、議題と致します。

本件は、「個人及び団体の顕彰に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、如何でしょうか？

各委員：異議なし。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を、解きます。それでは、議案第3号「平成30年度弟子屈町スポーツ表彰について」を承認致します。

小林教育長：日程5 議案第4号「弟子屈町青少年会館条例を廃止する条例の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程6 議案第5号「弟子屈町青少年会館条例施行規則を廃止する規則の制定について」、また、日程7 議案第6号「弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、日程8 議案第7号「弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」を一括して、議題と致します。なお、条例の廃止は、今回の定例教育委員会にお諮りのうえ、ご承認を頂いた後、3月5日から開催される、第1回定例町議会に議案として上程することとしております。

それでは、事務局より、説明願います。

藤森課長：ただいま、一括上程のありました議案第4号及び議案第5号及び議案第6号並びに議案第7号について、全て社会教育施設の廃止に関連する議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。はじめに、青少年会館につ

いてですが、本施設は、昭和48年の供用開始以来、スポーツやレクリエーション、あるいは学習活動の拠点施設として数多く利用されてきましたが、近年は川湯地区の放課後児童クラブが主に利用している状況となっていました。この間の平成24年には外壁が崩落するなど老朽化が顕著となり、加えて旧耐震基準による建物であったため、築40年が経過した平成25年に、庁内関係部署で構成する「弟子屈町青少年会館あり方庁内検討会議」を設置し、本会館の今後の方向性について検討を重ね、放課後児童クラブの代替施設を確保した上で、廃止は止むを得ないと審議結果を町理事者に報告したところでありました。その後、放課後児童クラブが平成31年度より川湯小学校で実施されることが決まり、また本会館を利用していた団体とも協議し、他の施設を利用することで了承を得たことから、平成31年3月をもって本会館を廃止することとしたものであり、施設の廃止に伴い条例及び規則を廃止するものでございます。次に、川湯屋内ゲートボール場についてですが、本施設は、平成元年より供用を開始し、町民はもとより、川湯温泉の宿泊客にも利用されておりましたが、近年は競技人口の減少に伴い、利用者数も大幅に減少している状況となっております。また、施設も老朽化が進み、特に屋根の損傷が著しく、既に一部脱落しているところや、今後トタンが大きく剥離すると思われる箇所があるなど、改修には多額の経費がかかることが想定されることから、主な利用団体であるゲートボール協会と協議を行い、文化センターのシルバースポーツハウスを代替施設として利用することで了承を得たことから、本施設を廃止することとしたものであり、施設を廃止するにあたり条例及び規則を廃止するものであります。

なお、この後、議案第8号で上程させていただきます、町民テニス場を含め、今回廃止する施設の取扱につきましては、議案第10号の「教育財産の所管換えについて」でご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の、議案第4号のページをお開き願います。

議案第4号 弟子屈町青少年会館条例を廃止する条例の制定について

弟子屈町青少年会館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページをお開き願います。条例案の全文を記載しております。

続いて、次の議案第5号のページをお開き願います。

議案第5号 弟子屈町青少年会館条例施行規則を廃止する規則の制定について

弟子屈町青少年会館条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページをお開き願います。規則案の全文を記載しております。

続いて、次の議案第6号のページをお開き願います。

議案第6号 弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページをお開き願います。条例案の全文を記載しております。

続いて、次の議案第7号のページをお開き願います。

議案第7号 弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について 弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページをお開き願います。規則案の全文を記載しております。

併せて別紙参考資料の1ページから8ページにかけて、現行条例及び現行規則の全文を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、議案第4号及び議案第5号及び議案第6号並びに議案第7号の説明とさせていただきますので、一括してご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

小林教育長：無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第4号「弟子屈町青少年会館条例を廃止する条例の制定について」

議案第5号「弟子屈町青少年会館条例施行規則を廃止する規則の制定について」

議案第6号「弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」

議案第7号「弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」を承認致します。

小林教育長：続いて、日程9 議案第8号「弟子屈町保健体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程10 議案第9号「弟子屈町保健体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して、議題と致します。

なお、条例の改正は、今回の定例教育委員会にお諮りのうえ、ご承認を頂いた後、3月5日から開催される、第1回定例町議会に議案として上程することとしております。事務局より、説明願います。

藤森課長：ただいま、一括上程のありました議案第8号及び議案第9号について、提案理

由をご説明させていただきます。本件につきましては、桜丘にあります町民テニスコートが、昨年3月の大雨による土砂の流入、堆積のため使用できない状況となり、また、主な利用者であるソフトテニス協会から、現在は文化センターなど他の施設を利用しており、今後は町民テニスコートを利用しない旨の申し入れがあったことから、今後の利活用が見込めないため本施設を廃止することとしたものです。本条例及び規則は、町営球場と町民テニスコートを保健体育施設として定めていたことから、町民テニスコートの廃止に伴い改正するものであります。それでは、議案書の、議案第8号のページをお開き願います。議案第8号 弟子屈町保健体育施設条例の一部を改正する条例の制定について 弟子屈町保健体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページ及び2ページをお開き願います。条例の新旧対照表を記載しております。今回の改正は、本条例及び規則の対象施設が「町営球場」のみとなることから、文言や条文中の表記の整理が主な内容となります。大きな改正点として、まず条例の名称を「弟子屈町営球場条例」に改めます。以下、条文中の「保健体育施設」の文言を「町営球場」に改め、改正前に既に削除されていた第4条及び第5条を削り、以降の条項を繰り上げ、条文の整理を行っております。最後に附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとなっております。

続いて、次の議案第9号のページをお開き願います。

議案第9号 弟子屈町保健体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 弟子屈町保健体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページから2ページに規則の新旧対照表を記載し、3ページから4ページに改正後の別記様式を記載しております。

規則についても同様に、規則の名称及び条文、また、別表及び別記様式の「保健体育施設」の文言を「町営球場」に改め、整理したものであります。最後に附則として、この規則は平成31年4月1日から施行するとなっております。

併せて別紙参考資料の9ページから14ページにかけて、現行条例及び現行規則の全文と別記様式を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、議案第8号及び議案第9号の説明とさせていただきますので、一括してご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。無いという事でよろしいですか？

各委員：はい。

小林教育長：無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

小林教育長 : それでは、議案第8号「弟子屈町保健体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」ならびに議案第9号「弟子屈町保健体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

小林教育長 : 続いて、日程11 議案第10号「教育財産の所管換えについて」を、議題と致します。事務局より、説明願います。

川井田補佐 : ただいま、上程のありました議案第10号について、一括して提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、先に条例及び規則についてご承認を頂きました弟子屈町青少年会館と弟子屈町川湯屋内ゲートボール場の廃止に伴い、両施設の建物及び土地について、教育財産としての用途を廃止し、財産の所管換えをするものであります。議案書の、議案第10号のページをお開き願います。

議案第10号 教育財産の処分について

教育財産を次の通り所管換えするものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

1. 所管換えする財産

(1) 土地

地番 弟子屈町川湯温泉4丁目69番4

地目 宅地(青少年会館敷)

地積 1,842.49㎡

評価額 4,224,829円

(2) 土地

地番 弟子屈町川湯温泉4丁目69番9

地目 宅地(青少年会館敷)

地積 593.95㎡

評価額 1,361,927円

(3) 建物

所在 弟子屈町川湯温泉4丁目69番地4

構造 鉄骨造(弟子屈町青少年会館:昭和48年12月築)

床面積 1,226.54㎡

評価額 16,934,789円

(4) 土地

地番 弟子屈町川湯温泉1丁目16番

地目 宅地(川湯屋内ゲートボール場敷)

地積 1,808.09㎡

評価額 10,183,440円

(5) 建物

地番 弟子屈町川湯温泉1丁目16番地
構造 鉄骨造（川湯屋内ゲートボール場：平成元年3月築）
床面積 986.00㎡
評価額 8,639,998円

（評価額の合計 41,344,983円）

2. 所管換え事由 用途廃止

3. 所管換え後 普通財産（弟子屈町）

別紙参考資料の15ページから18ページに、それぞれの施設の位置図及び建物平面図を記載しておりますので、ご参照願います。

位置図をご覧頂くと、所管換えをする土地以外の土地にも施設の一部が入り込んでいる箇所がありますが、今回所管換えをする土地は、施設台帳に教育財産として登録されている土地であり、それ以外の敷地部分は、町の普通財産もしくは隣接する行政財産の土地として登録されているものであります。

参考までに、所管換え後の財産用途についてですが、まず青少年会館については、普通財産としてまちづくり政策課の所管施設となります。老朽化と耐震強度の関係から、建物は早い時期に解体することが望ましいと考えられますが、財政措置上の事情もあり、現段階では解体時期等は未定となっております。なお、隣接する川湯農村センターと川湯福祉の湯には引き続き管理人を置きますが、電気設備の関係から、当面の間は青少年会館の管理人室を仮の詰所とする予定となっております。備品関係については、他施設等で利用可能な物以外は廃棄処分といたします。川湯屋内ゲートボール場につきましても、普通財産としてまちづくり政策課の所管施設となりますが、現段階では解体等の予定は未定となっております。屋根全体が劣化し危険な状況であることから、廃止後は出入り口を封鎖します。なお、室内には町内の野球チームが設置した室内練習用のネットが張られており、施設廃止後にチーム関係者により撤去する予定となっております。

なお、町民テニス場につきましては、今後の利活用について、現在、庁内関係部署で協議をしているところであり、方向性が決まり次第、所管換えを行う予定となっておりますので、御理解をお願い致します。

以上、簡単ではありますが、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第10号「教育財産の所管替えについて」を承認致します。

小林教育長：続いて、日程12 議案第11号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程13 議案第12号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

山口補佐 : ただいま、上程のありました議案第11号と第12号について、提案理由をご説明させていただきます。議案第4号から第7号で、弟子屈町青少年会館と弟子屈町川湯屋内ゲートボール場に関連する条例と規則の廃止、議案第10号で、両施設の用途廃止が議決されましたが、教育委員会事務局の組織等について定めている「弟子屈町教育委員会事務局処務規則」と「弟子屈町教育委員会文書管理規程」の一部を改正する必要がありますので、提案するものであります。それでは、議案書の、議案第11号のページをお開き願います。

議案第11号 弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について 弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次の1ページと、参考資料の19ページをお開き願います。

第2条で、「管理課・総務係」などの組織と、第2項に所属する「各館等」を記載しておりますが、議案書の新旧対照表のように、4月1日で廃止することとなった「弟子屈町青少年会館」と「弟子屈町川湯屋内ゲートボール場」を、削除するものであります。

次に、議案書の、議案第12号のページをお開き願います。議案第12号 弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について 弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

次のページをお開き願います。ここでは、別表と別記様式を改正するものでありますが、別表につきまして、次の2ページをお開き願います。

併せまして、参考資料の22ページをお開き願います。第3条として、「文書管理規程第6条の規定に基づく文書の記号は、別表に定めるところによる。」と記載されております。

これは、町長部局の規程を準用しているもので、24ページと25ページに、町長部局の文書管理規程の関連する条文を記載しております。25ページの第6条で、「收受及び発送文書は、文書収発件名簿により文書番号を整理し、発送文書については、別表に定める記号を付するものとする。」とし、その下に、文書の記号として、総務課のものを抜粋しております。

同じように、教育委員会でも、参考資料の23ページに、各課・各係により、このような記号を付けることとしておりますが、このうち、青少年会館について削除することとして、議案の2ページのように、整理するものであります。併せまして、参考資料23ページで、左上には「別表」とだけ書かれておりま

すが、議案書2ページのように、本来の書き方である「(第3条関係)」を加えました。同様に、議案書3ページの別記様式で、受付スタンプの形を記しておりますが、この「別記様式」にも、「(第4条関係)」を、今回の改正に合わせて、加えることと致しました。

以上、議案第11号及び議案第12号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第11号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第12号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認致します。

なお、議案第4号から、第12号までにつきましては、いずれも、議会での議決後の施行となります。

小林教育長：日程14 議案第13号「平成30年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を、議題と致します。それぞれの所管分について、事務局各課より説明願ひます。まず、管理課所管分について説明願ひます。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第13号について、提案理由をご説明させていただきます。本件につきましては、3月開催の町議会定例会に上程すべく、補正予算案として作成したものであります。

議案書の、議案第13号のページをお開き願ひます。

議案第13号 平成30年度 弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について
平成30年度 弟子屈町一般会計（教育費）補正予算は、次のとおりとする。

平成31年2月26日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林 俊夫

それでは、次のページの補正予算書に基づき、私・山口から、管理課所管分について、ご説明させていただきます。

昨年11月定例教育委員会で、12月補正予算について説明したように、今回も、町から議会へ提出する補正予算書により、教育委員会に関連するページについて、説明することと致します。

1ページをお開き願ひます。歳入で、大きな科目が左上に記載されております。14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、次の目については、左の欄で、5目・教育費国庫補助金、節は、中央右寄りの欄です。まず、3節・中学校費補助金が、4万1千円の減額で、説明欄には、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」と書かれておりますが、内容は、就学援助費のうち、東日本大震災で被災した児童生徒に対しては、全額国費により措置されるというものですが、対象となる生徒において、給食費分が減額されるために、補助金も減額となり

ます。次の4節・幼稚園費補助金は、42万5千円の減額です。内容は、町から摩周丘幼稚園へ支出する「幼稚園就園奨励費」について、1/3が国庫補助金として措置されますが、今回、支出金額が減額となるのに合わせて、歳入も減額となります。3ページをお開き願います。17款・寄附金、1項・寄附金、2目・まちづくり応援寄附金、2節・まちづくり応援寄附金の中の、2. 学校等教育振興寄附金として、80万円の増額です。学校教材の充実にと、2件の寄附を頂きました。

4ページから、歳出となります。10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で、3節・職員手当等で2万9千円、4節・共済費で1万円の増額です。内訳は、右の説明欄のとおりですが、2目・事務局費の2節・給料、19節の退職手当組合への負担金など、人事院勧告に伴う給与改定や、社会保険料率の変更、標準月額報酬の変更などによるものです。2目・事務局費の7節・賃金は、臨時事務補助員が欠勤した分と外国語指導助手の不要削減で、13万4千円を減額します。13節・委託料は、スクールバスの委託で、入札と見積もり合わせて予算額より下回った金額で契約となっておりましたので、229万1千円減額します。25節・積立金は、先ほど説明した学校等教育振興寄附金のうち、68万8千円を学校等教育振興基金に積み立てし、今後購入する教材等が決まりましたら、基金を取り崩して予算化する予定です。5ページ下の3目・財産管理費は、教員住宅に関する科目で、雨水があふれたときに排水升を掘削するなどの目的としていた手数料17万円が不要となりましたので、12節の役務費を減額します。6ページの学校保健費は、児童生徒を対象として昨年実施した思春期講座について、町の予算でなく、道教委の事業で実施できましたので、8節・報償費から14節・使用料及び賃借料までを減額致します。18節の備品購入費で、11万2千円の増額ですが、聴力測定器のオーディオメーターを1台購入する予定です。平成31年度の新年度予算で、2台分予算要求しておりましたが、予算査定で見送られたため、学校等教育振興寄附金を財源にして、1台分だけ予算確保されました。さきほどの基金への積み立ては、この備品購入費を除いた額となっています。

7ページ、2項・小学校費、1目・学校管理費で、4節・共済費と7節・賃金は、公務補等に係る減額分です。11節・需用費は、燃料費と修繕費の不足が見込まれるため、68万円増額致します。12節・役務費は、ストーブの分解や枯れ枝の剪定費などの手数料が余ることから、13万4千円を減額。13節・委託料も、浄化槽保守点検業務などの執行残として、10万1千円を減額し、15節・工事請負費も、川湯小学校の防水改修工事の入札執行残として6万円減額致します。2目・教育振興費の4節・共済費と6節・賃金は、特別支援教育支援員に係る減額分です。8節・報償費は、次の8ページに説明がありますように、新入学児童祝い品におきまして、入学者数が見込みよりも5人少なかった分として、4万2千円減額致します。11節・需用費は、児童用の新

聞のうち、へき地3校への釧路新聞について、送料をかけずに、給食と一緒に配ることで、5万円減額となりました。20節の扶助費は、1人あたり2,100円支出している父母負担軽減について、当初見込みより児童数が少なかった分として減額しております。

9ページの3項・中学校費、1目・学校管理費は、小学校費とほぼ同じで、14節・使用料及び賃借料は、川湯学校に入れた複合印刷機の入札執行残と、前の機械をできるだけ長く使用したことで、14万2千円減額しております。2項・教育振興費で、1節・報酬の12万円と9節・旅費の5万4千円の減額は、心の教室相談員に関して週2回分の予算を組んでおりましたが、道教委のスクールカウンセラー活用事業で週1日分措置できましたので、町費予算が少なく済みました。20節・扶助費は、就学援助のうち、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象となる生徒が、不登校により給食を取らなかった分として、4万9千円減額です。

11ページの4項・幼稚園費で、19節・負担金、補助及び交付金ですが、幼稚園就園奨励費について、当初61人分見込んでおりましたが、最終的に52人分となり、また家族構成や収入区分などによっても、減額となったことから、253万6千円の減額となりました。以上、管理課所管分の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：続きまして、社会教育課所管分について説明願います。

川井田補佐：それでは、社会教育課 関係分の歳入・歳出補正予算の原案について、ご説明申し上げます。議案書の予算要求見積書2ページをご覧ください。

まず、社会教育係 所管分の歳入予算で、15款：道支出金、2項：道補助金、8目：教育費 補助金では、学校支援 地域本部補助金について、道教委からの交付決定につきまして、当初予算における交付見込額との差、11万3千円を減額するものであります。次に3ページをご覧ください。17款：寄付金、1項：寄付金、2目：まちづくり応援寄付金で、社会教育振興寄付金31万円を新たに補正するものです。31万円の内訳は、匿名希望の方より社会教育事業に対する寄付金30万円、弟子屈町睦会より児童図書購入のための寄付金1万円となっております。

次に12ページをお開き願います。ここからは歳出予算です。10款：教育費、5項：社会教育費、1目：社会教育総務費の「社会教育活動一般」、1節：報酬▲3万8千円、9節：旅費：▲2万1千円で、いずれも社会教育委員の会に係る経費の不用額を減額するものです。次の「人材育成」、9節：旅費▲5万1千円は、道教委主催の北海道150年事業の報告会に小学生を引率するため、昨年9月議会で補正計上した予算ですが、その後の胆振東部地震の影響で報告会が中止となったことにより、未執行残として減額するものであります。次の「学校支援活動」、8節：報償費▲5万7千円、9節：旅費の費用弁償▲6万3千円と普通旅費▲1万円は、歳入で説明致しました学校支援地域本部補助金

の減額に合わせて事業経費の見直しを行い、不要分を減額するものであります。次に、2目：公民館費の「公民館管理運営」、13節：委託料6万4千円で、本年12月に金川家の皆様より寄付を受けた金屏風を適切に保存するための収納ケース製作費を計上したものであります。次の、14節：使用料及び賃借料▲9万5千円は、生きがい講座の借上げ数の削減による執行残を減額補正するものです。次に、13ページをご覧ください。5目：図書館管理費の「図書館管理運営」、4節：共済費▲3万6千円で、定数外職員の社会保険料の減額補正となります。次の7節：賃金▲4万2千円は、図書館バスの臨時運転手賃金の不用額の減額補正となります。次の8節：報償費▲3万円は、読書活動講演会講師謝金の執行残の減額補正となります。次の11節：需用費13万7千円は、図書館施設の暖房に係る燃料費の不足見込額を計上し、増額補正するものです。次の18節：備品購入費1万円は、歳入で説明致しました弟子屈町睦会よりの寄付金を財源とし、児童書購入費として補正計上するものです。次に、14ページをお開き願います。6項：保健体育費、1目：保健体育総務費の「スポーツ活動推進」、1節：報酬▲10万7千円で、スポーツ推進委員報酬の執行残を減額補正するものです。次の、8節：報償費8万7千円は、先程の議案で上程しましたスポーツ表彰における表彰楯などの賞賜金の不足額8万7千円を計上し増額補正するものです。次の「社会教育振興基金」、25節：積立金30万円で、歳入で説明致しました社会教育振興寄付金を基金に積み立てるために計上するものです。次に、2目：体育施設費、「体育施設管理運営」、11節：需用費の消耗品費及び光熱水費あわせて▲10万9千円で、今年度休止した町民テニスコートに係る経費執行残の減額補正となります。次の、13節：委託料▲3万5千円は、修武館の施設管理業務の契約執行残の減額補正となります。次の、14節：使用料及び賃借料▲24万9千円は、桜丘クロスカントリーコース整備に係る機械使用料の執行残の減額補正となります。次の、15節：工事請負費▲4万9千円は、修武館トイレ改修工事の契約執行残の減額補正となります。次に、3目：プール管理費、「プール管理運営」で、(15)ページに移りまして、4節：共済費▲4万1千円、及び7節：賃金▲22万3千円で、いずれも定数外職員の人件費に係る不用額の減額補正となります。以上、社会教育課に係る補正予算の原案についての説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小林教育長：続きまして、給食センター所管分について説明願います。

山本副所長：それでは、引き続き議案第13号、平成30年度3月補正予算、給食センター所管分についてご説明させていただきます。予算書の15ページをご覧ください。10款 教育費、6項 保健体育費、5目 給食センター費 給食センター管理運営事業の歳出についてご説明いたします。はじめに、4節 共済費がありますが、定数外職員の共済費につきましては、事務を所管している総務課職員係で予算を精査、計上しているものであります。ご覧のとおり事務補

助員ほか分として社会保険料7千円、労働保険料4万2千円、合わせて4万9千円が増額補正となっているものであります。13節 委託料につきましては、浄化槽保守点検業務委託料及び給食車運行業務委託料の執行残であります。浄化槽保守点検業務につきましては、町全体の業務委託を総務課で一括契約しているものであります。契約額が予算額を下回っていたことにより、今回、26万6千円減額補正したものであります。給食車運行業務につきましては、給食センターで契約しているものであります。これも契約額が予算額を下回った事による執行残を20万5千円減額補正しております。以上、給食センター所管分の補正予算説明とさせていただきますのでご承認賜りますようお願い致します。

小林教育長：ただ今、事務局各課から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第13号「平成30年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を承認致します。

小林教育長：日程15 議案第14号「平成31年度弟子屈町教育行政方針について」を、議題と致します。これにつきましては、私の方から説明いたします。

あらかじめ、「素案」の段階で、各委員の皆さんへお配りして、お目通しして頂いており、ご意見も頂いております。その後も、何度も修正を重ね、完成版となっております。議会へは、22日の議会運営委員会へ提出済みである事を申し添えさせていただきます。

ちょっと手にして頂きたいのですが、今年の構成としては、1ページ目については、新しい提案に、平成から新たな時代を迎えるという事で、国の政策を羅列しております。その後、中段以降については、本町における取組についての基本的な姿勢について網羅したものであります。2ページ目については、教育的な振興ですので、教育大綱を中心に色んな計画がありますけれども、それに基づいて進めるという風を書いてあり、後段については、教育委員の取組を列記したという事でありませう。

Ⅱの学校教育の充実では、新学習指導要領の全面実施が行われる事。また、社会科副読本「てしかが」の再編集に取組む事。また、教科書採択が新たに小学校、中学校と続きますけれども、管内の町村と一緒に、教科書の採択業務を進めるというものを書いてあります。また、具体的には、信頼される学校づくりの推進については、「コミュニティ・スクール」を川湯小・中学校に続いて、残る学校も取り組むよと。また、学校における働き方改革についても、行動計画に基づいて取組みます。それから2つ目。学習指導の充実については、全国学力・学習状況調査や、「弟子屈町学力調査」の結果を受けて、工夫改善を進めていく。または、家庭教育の充実。または外国語指導助手の2名派遣の継続等を謳っております。3つ目の「豊かな心」を育む教育活動の充実の中で

は、道徳教育を進める、また、姉妹都市の日置市との交流が実施される。また、いじめ問題や不登校対策に対する対応についても書いてあります。4の社会の変化に対応する教育の推進については、ふるさと教育。また、弟子屈町教育支援活動運営委員会との連携、玉川大学とのイングリッシュキャンプ、また、北海道教育大学との相互協力による教育実習生等の受け入れの継続。次の6ページは、特別支援教育の充実であります。これについては、特別教育支援員の配置等を謳っております。また、「弟子屈町特別支援教育推進会議」の重要性も謳っております。また、健康や安全に関する指導の充実については、「早寝・早起き・朝ごはん」。また、インターネットや携帯電話の使用に関する生活習慣の定着、それから、体育授業の重要性。さらには安全対策については、9.6の地震がありましたけれども、それに伴う学校危機管理マニュアルの見直しという事で、徹底した子どもの安全確認ですか、これについては反省点もありますので、その分でのマニュアルの見直しを進めると。やっと北海道教育委員会も、この手引の見直しも出来ましたので、つい先だって届きましたので、それを見ながら各学校で改めて検討をし直すという事です。7つ目は、教員の資質向上という事で、教育研究所の重要性。また、新たに小学校外国語活動巡回指導教員が配置されると。これは、弟子屈小学校に配置して、各学校を巡回するという事で、特別に1名配置されるという事です。それから、就学児童生徒保護者への支援については、就学援助の内容について書いてあります。後、児童生徒の検定試験等の負担軽減についても、多く取り組む様にお話してございます。8ページの幼児教育の充実については、「認定こども園摩周」との連携強化。また、小学校低学年との交流等を進めると。それから、弟子屈高等学校の教育支援等の充実の中では、公設塾の関係。この間、色んな支援をしていますが、その中身の紹介。さらには弟子屈高校で進めている地域貢献活動への支援等を謳っております。11番目ですが、小中高等学校連携の事業でありますけれども、連携校長・教頭会議での情報共有、意見交換の推進。さらには、これは新しく入れたのですが、小中校12年間を見通した、「つながりのある学校教育の体系化」を検討すると。これは、これからの大事になる、要するに小中校の一貫教育っていうんですか。それをどういう風に具体的に進めるか、という検討を進めよう、という事です。また、フラワータッチ事業から新たな事業として3年間やりましたので、色んな議論をしたんですが、新年度は文化交流をテーマに進めようと。中身はまだ決めていませんが、これから議論する事になっております。何か良いアイデアがあればご提供頂ければと思います。12番目の教育環境の整備・充実については、ICT教育の推進やら、福祉学級を対象とした、タブレットPCの導入等が謳われております。これは、新たな事業であります。また、学校備品の更新だとか、施設の改修、これは川湯中学校の雨漏り対策の事を書き込んであります。また、放課後児童クラブの学校への移転についても書き込んでおきました。13番目では学校給

食では、安心・安全を貫くと。また、地元の食材を使う、地場産品の活用であります。また、地産地消についての、町からの補助も継続すると。さらには、1番後段であります、アンケート調査では若干、数は少なかったんですが、高校生に対する給食の提供を望む声もある事から、詳細な意向調査を行う等、検討を進めてまいります。検討しようか、という事で打ち出しました。これも町長も含めての意見交換の中で実は決めたという事で。色んな課題はありますが、そういう声も私も直接聞いているものですから、それを具体的に進めていくという事を謳っております。

また、Ⅲの社会教育活動の推進については、第7次弟子屈町社会教育中期計画を基に進めるよと。それから、生涯学習事業の充実、社会教育の振興の中では、やはり弟子屈町教育支援活動運営委員会の活動が非常に重要になってくると。また、今年は新たに北海道教育委員会と連携をして、保護者同士の交流や、学び合いをサポートする人材の養成を図る取組みをするという事で、弟子屈町教育委員会が指定を受ける事になったので、こういう書き込みになったという事です。また、12ページについては、弟子屈ふるさと教育の推進。また、弟子屈高校の地域貢献活動への支援。それから、ホームページや広報活動の重要性。生きがい学級の取組み。さらには9月に本町で開催される、第70回北海道女性大会の取組み。また、公民館、図書館活動の充実の中では、各種多様の講座を開設する事。また、三重県松阪市の、松浦武四郎記念館から、学芸員を招聘して特別講演を行う事。さらには公民館ミニコンサートや、公民館ロビー展を継続する事。また、公民館は避難所でもありますので、快適な利用環境を提供するために、先ほどお話したとおり、窓サッシを設置するという事をここで表現させて頂きました。また、図書館については、ネットを利用した蔵書検索や予約サービス等を継続する。また、移動図書館の運行も同じであります。また、図書館は開館30周年を今年迎えるという事から、まだ具体的な内容は決めておりませんが、記念講演や企画展示を行うという事です。また、子ども読書活動については、民間ボランティアとの共同によりまして、第2次弟子屈町子ども読書活動推進計画に基づいて進めるよという事です。また、芸術文化活動への支援と振興については、当然ながら、弟子屈町文化協会の活動だとか、弟子屈町総合文化祭の開催を支援するよと。また、幼児・児童の芸術観賞会だとか、児童生徒作品展覧会、さらには、芸術鑑賞バス運行事業等を引き続き進めます。また、文化振興助成制度についても、これについても全道・全国大会参加者に対する支援。さらには、釧別・仁多の獅子舞、川湯ばやしへの支援。また、文化財保護等については、アイヌ古式舞踊だとか、こういう国が指定するもの、または町が指定するものについての保全・保護を進めるよと。また、北海道縄文のまち連絡会との連携を図り、また、アイヌ政策については、先ほどお話したとおりであります。また、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館については、照明設備の改修だとか、学芸員による資料館講座を開設す

ると。また、これも前段触れましたけれども、松浦武四郎記念館の学芸員による、小学校での社会科特別授業を展開する。また、てしかがの蔵も郷土研究会の支援を受けて、環境づくりを進めるという事であります。最後の5番目については、スポーツ活動の推進になります。これについては、いよいよオリンピックが近づくという事で、従来進めている教室だとか、また、指導者・推進委員の育成に努めると。また、スポーツ振興助成制度の継続。さらには弟子屈町体育協会や文化スポーツ少年団に対する支援等も進める。また、専門講師による野球・サッカー・陸上教室の開設やら、地域巡回スポーツ教室、また、学校施設開放事業を継続していくよ、という事であります。また、鋸別川の河川敷のパークゴルフ場が非常に老朽化しているという事で、予算を一部つけて頂いてですね、整備をするという事であります。また、スポーツ合宿については、誘致委員会がありますのでそこと連携をしながら、さらに進めると。また、昨年クロスカントリーコースを整備しましたが、さらに整備を継続して進めると。また、何度か触れましたが、屈斜路オープンウォータースイミング大会にも、引き続き本大会として支援をしていくという事であります。最後の6番目社会教育施設等の充実ですが、ここで青少年会館、川湯屋内ゲートボール場、町民テニス場については老朽化等という事で、新年度は廃止しますという事で謳っております。また、残りの施設も老朽化がかなり進んでいるのですが、何とか利用者に支障の無いように、計画的な修繕や改修をしながら使っていくよ、という事あります。また、施設の運営については、職員の資質向上と効果的な運営に努めてまいります。という様な構成になっておまして、予算に伴う文言をこの中に入れて、今年の事業としてやるという事になります。書き方としては、こういう考え方を基本に、「こういう事業を展開していきます。」という書き方になります。非常に回りくどい書き方もしていますし、どちらかというと、前段と後段の文体の在り方も若干、違いますけれども。しっかり読み上げて、議会で報告したいという風に思っておりますし、今年是一般質問が3人と少ないのです。町長もそうですが、私の方も執行方針を読み上げた後に質問が沢山出るんですよ。一般質問がないだけ、執行方針では相当質問が出るのではないかと思いますけれども。私が細かい事で説明できない所は、課長や室長にも助けてもらいながら、何とかこなしていきたいという風に思っております。内容的にはそんなに昨年と大きく変わっている訳ではありませんし、文言も若干使わせてもらっていますので、その辺も明らかにしながら、しっかり説明をしていきたいと思っておりますので、是非ご了解を頂きたいと思ます。

何かご意見はありませんか？特に意見は榎本代理から、細かい所までご意見を頂きまして、書き換えた部分はありますけれども、まあ、そのとおりでなると。なるべく分かりやすい文章にしてくれと、ご指摘を受けました。ありがとうございます。何かご意見はありませんか。無いようですので、承認してよろしい

でしょうか？

各委員 : はい。

小林教育長 : それでは、議案第14号「平成31年度弟子屈町教育行政方針について」を承認致します。

小林教育長 : 日程16 報告第1号「第2次弟子屈町教育推進基本計画の改訂について」、事務局より、報告願います。

山口補佐 : ただいま、上程のありました報告第1号につきまして、ご説明させていただきます。昨年6月の定例教育委員会におきまして、第2次計画の承認を頂きましたが、第1次計画と同様に、計画策定後に、新たに実施することとなった事務事業などについて、毎年度加えていくこととしており、今回、改訂内容の報告をするものであります。なお、かなりのページ数になるものですから、委員の皆様には、修正した場所を赤線で削除するなど「見え消し版」をあらかじめ送付しており、お目通しを頂いていたかと思えます。まず、「はじめに」のページでは、冒頭、「本年は、松浦武四郎氏が本町を探索して160年」などの文言を削り、「改訂版を作成しました」との文言と、最後の方に「社会養育分野におきましても」と6行追加しております。第1章の「基本的な目標」は、特に変更ありませんが、5ページに記載している人口数などを、新しくしております。11ページからの第2章「施策の大綱」で、次の12ページでは、幼児教育につきまして、認定こども園への移行に合わせて、文言を改めております。14ページでは、施策メニューとして「地域づくりの担い手の育成」と、「人材を活かす」という施策を、新たに加えました。16ページからの第3章「施策の推進」では、19ページの下の方に「思春期教育の推進」を加えました。20ページ「弟子屈高校住宅等、他の職員住宅の賃借」は、ALTの住宅に関連するものです。21ページの給食では、「弟子屈高校への給食提供の検討」を加えました。放射能検査は平成30年度で終了しております。25ページ上段の高校支援において、5の公設塾事業で、これまで「検討」という言葉を入れておりましたが、新年度から実施が確定しておりますので、「検討」の文字を削っております。27ページは、「認定こども園」関係で、ご覧のように修正しております。31ページ下の「コミュニティ・スクール」関係でも、「検討」の文字を削って、川小・中以外の学校でも「推進」としております。32ページは、働き方改革で、2点を追加しました。33ページから、「社会教育活動の推進」となりますが、一番下に「北海道女性大会」、35ページに「松浦武四郎講演会」を加えております。36ページの図書館関係では、「30周年記念事業」と「図書館システムの更新事業」、37ページも学校でのシステム更新を加えております。アイヌ民俗資料館では、「資料館の展示設備の改修」などを、追加しております。41ページでは、カワユエンレ

イソウについて、「文化財指定」「保護地域の指定」の文言を修正しました。

45ページでは、体育施設関係で、「パークゴルフ場」を加えたほか、「老朽化施設の廃止」を謳っております。46ページでは、人材育成として、「地域づくりの担い手の育成」「弟子屈高校地域貢献支援事業」を、47ページに、「人材が活躍できる仕組みづくり」「弟子屈町人財バンク事業」を、新たに加えました。最後に、48ページで「姉妹都市交流関係」で、「松浦武四郎記念館連携事業」を加えております。

以上、端折った説明となりましたが、今回の改訂版の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。ありませんか？無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、報告第1号「第2次弟子屈町教育推進基本計画の改訂について」を承認します。

小林教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願ひします。事務局から何かありますか？

須藤室長：よろしいですか？本日指導室から、3つの資料を教育委員の皆さまに配付をしております。1つ目が、「平成30年度弟子屈町学力調査の結果報告書」でございます。平成30年12月3日から7日の週に、町内の小学校1年生から中学2年生まで参加してもらいました、標準学力調査等の結果になっております。細かな説明は割愛させていただきますが、今年度の全体の状況といたしまして、国語につきましては、標準調査の目標値で示されている部分とほぼ同様の結果で、達成率につきましても、他の教科よりは高くなっていますが、その他の、社会科、算数・数学等は、目標値よりも下回っている様な状況となっております。特に中学生の英語の結果の状況についてが、少し大きく低くなっている傾向となっております。学年につきましては、小学校4年生と、中学校1年生が本年度、昨年度に比べて伸びが見られている様な状況です。何か学力調査の件でございましたら、3月の定例教育委員会でもご意見を頂ければと思います。

2つ目が以前、運動能力調査の北海道版報告書という事で、一応、本町の状況についてお示ししておりましたが、小・中学校それぞれ2ページにわたった概要版という事で、改めて配付をさせて頂いております。今年度、小学生につきましては、男女ともに多くの種目で全国平均を上回るような傾向。一方中学生の方は男女ともに下回るような傾向となっておりますが。各学校と色々お話をしたところ、やはり小学生については、体力合計点の5段階の評価につきましても、上位のAB層の割合が小学生の場合、今回は多いと。一方で中学生の方

は、男女ともにAB層の割合が少なく、下の方の評価点の層の割合が多いという事で、大きく見てその様な結果となっておりますが、日常の小中学校での体育授業をより充実する様な形で、学校現場との連携を図っているところでございます。

最後、3点目ですが。カラーの、児童相談所関係から昨年度配付されました、「子どもを健やかに育むために愛の鞭ゼロ作戦」というものを皆さまに配付させて頂いております。1月末、千葉県野田市で小学4年生の子が、家庭内の虐待により亡くなるという重大な事案が起きておりますが。改めてこのリーフレットを各小学校、中学校の校長先生たちが集まる校長会、教頭会で配付しまして、学校の先生方が子どもと長く過ごす時間が多い事から、家庭内の不安定さに気付く、または発見する様な役割がある様な事を再度、教職員にも認識を持って頂きたいという事で配付をしておりますので、参考までに教育委員の皆さま方にも配付をさせて頂きました。以上でございます。

小林教育長：はい。ありがとうございました。それから、3月の日程については、お配りのとおりであります。送別会については・・・。

山口補佐：3月19日（火）弟子屈町教育関係者合同送別会を、欣喜湯で開催いたします。校長教頭との日程調整で、この日しかないものですから、誠に勝手ながら19日に設定させていただきました。詳しいものが決まりましたら、改めてご案内して、出欠の確認をさせていただきます。また新年度、例年同様、新しく来る校長教頭の合同歓迎会を行います。4月9日を予定しております。例年、校長教頭合同研修会を午後3時から行ないますので、併せてご案内いたします。また、3月卒業式、4月入学式への出席者について、確認したいと思います。

小林教育長：卒業式への出席について、弟子屈小学校は吉田委員、川湯小学校は榎本職務代理人、和琴小学校は金井委員、美留和小学校は未定、奥春別小学校は菅原委員、弟子屈中学校は私、川湯中学校は榎本職務代理人にお願いします。高校と幼稚園は全員出席、閉園式もありますので、全員出席をお願いします。

入学式は、弟子屈小学校は吉田委員、川湯小学校は私、和琴小学校はなし、美留和小学校は金井委員、奥春別小学校は榎本職務代理人、弟子屈中学校は吉田委員、川湯中学校は榎本職務代理人にお願いします。

あと何かありませんか？

菅原委員 コラムを4月1日に。メインは私です。3月25日頃までをお願いします。

小林教育長：よろしければ、最後に、次回以降の教育委員会開催日時につきまして、確認します。前回もお知らせしましたが、教職員人事の任免に関する臨時委員会を3月7日（木）行いたいと思います。午後4時30分からの開催です。場所は公民館研修室です。

それから、次回の「第3回定例教育委員会」の開催日程につきましては、前回の定例教育委員会で、3月27日（水曜日）午前10時から、役場の3階A会

議室となります。都合の方は、よろしいでしょうか？

その次の、第4回定例教育委員会につきましては、4月25日（木曜日）午前10時から、公民館研修室としては、いかがでしょうか？都合が悪ければ、第2案として、4月26日（金曜日）となりますが、よろしいでしょうか？

小林教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「平成31年第2回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 小林 俊夫

弟子屈町教育委員会 委員 菅原 誓之